

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和 7 年 5 月 1 日現在

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

病棟	入院基本料	時間帯	1 日あたりの看護職員勤務数	看護職員 1 人あたりの受け持ち人数
2F	精神科救急急性期医療入院料 (58 床)	8:30~17:15	13 人以上	6 人以内
		16:30~1:00		14 人以内
		00:30~9:00		21 人以内
3A	精神病棟入院基本料 15 対 1 (51 床)	8:30~17:15	11 人以上	8 人以内
		16:30~1:00		26 人以内
		00:30~9:00		26 人以内
3B	認知症治療病棟入院料 1 (50 床)	8:30~17:15	8 人以上	13 人以内
		16:30~1:00		25 人以内
		00:30~9:00		25 人以内
4A	精神療養病棟入院料 (51 床)	8:30~17:15	11 人以上	6 人以内
		16:30~1:00		51 人以内
		00:30~9:00		51 人以内
4B	精神病棟入院基本料 15 対 1 (56 床)	8:30~17:15	17 人以上	5 人以内
		16:30~1:00		28 人以内
		00:30~9:00		28 人以内
5F	精神病棟入院基本料 15 対 1 (56 床)	8:30~17:15	12 人以上	7 人以内
		16:30~1:00		28 人以内
		00:30~9:00		28 人以内

3. 当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同し、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書でお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。